

三重県における南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応事項【イメージ】

資料2-2

R元. 9. 25

【被害想定】						
1 南海トラフ想定震源域の西側でM8以上の地震が発生。(三重県内では最大震度3で被害が発生していない。津波注意報、その後津波警報が発表。)						
2 気象庁は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」を発表。						
3 県では「南海トラフ地震準備体制」を取り、市町や関係機関への連絡、初動対応、県民への呼びかけを進めるほか、被災地域への応援準備等を実施。						
4 県では後発地震に備えて、市町や関係機関と連携して、防災対応を進めている。						

時系列	シナリオ(政府・気象庁)	県災害対策本部 行動項目	市町の災害対策本部 行動項目		住民の避難行動等	企業等の行動等	福祉・医療・教育・交通機関等の行動等
			一般地域	事前避難対象地域			
最初の地震発生	緊急地震速報発表				・身を守る行動	・身を守る行動	・身を守る行動
【2~3分後】	南海トラフ西側では大津波警報発表(県内では津波注意報、その後津波警報発表)	津波注意報で準備体制、津波警報で防災対策部全員参集	避難勧告または避難指示(緊急)等の発令(沿岸地域)		・安全確認 ・海岸沿いは安全なところに避難	・安全確認 ・海岸沿いは安全なところに避難	・安全確認 ・海岸沿いは安全なところへ避難
【30分後】	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表	・県南海トラフ地震準備体制(警報発表時の災害対策本部設置と同規模(警戒体制)、防災対策総務課、災害対策課自動参集) ・市町等関係機関、県議会への連絡 ・初動対応 ・各部局の体制確認 ・被災地の情報収集 ・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)	・関係機関との連絡調整 ・初動対応 ・体制確認				
【1~2時間後】	評価検討会議開催	・県内関係機関(気象台等)からの情報収集 ・国、全国知事会等からの情報収集	・県内関係機関(気象台等)からの情報収集 ・県等からの情報収集				
【2時間後(最短)】	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)					
	国から県・市町への指示及び国民に対する呼びかけ(日頃の備えの再確認、津波危険性の高い地域では1週間避難を継続する旨など)	・緊急部長会議開催 ・県民、企業等への呼びかけ ・受援体制の準備 ・道路、河川、港湾施設等の被災情報収集(ヘリ等)	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の開設、運営(自主避難)	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の開設、運営		・各施設の点検 ・事業継続(事前避難対象地域内では事業継続・中止の判断)・従業員、利用者の安全確保 ・ガス、電気、通信、流通機能などの供給確認、確保 ・利用者の安全確保、サービス提供者は利用者への情報提供(交通機関の運行、旅館業務の継続等)	
	県内、津波注意報に切り替え	・市町に対する事前避難等の支援(対応が不足している場合) ・各施設の点検(庁舎等公共施設やインフラ施設の点検等(非常用電源、水、食料備蓄、コンピュータシステム等)) ・治山、砂防施設等の緊急点検、農業ダム、ため池の被害情報収集 ・津波避難の危険がある県道の通行抑制、港湾等の利用規制 ・事前避難対象地域内における各種サービスの確認(交通、医療、福祉、教育等)他県等へのリエゾン派遣等 ・被災県等への応援実施 ・関係機関との連携強化 ・災害救助法等に基づく必要な支援	・避難勧告解除(状況に応じて) ・各施設の点検	・津波注意報切り替え後も避難勧告等継続 ・各施設の点検 ・津波避難の危険がある市町道の通行抑制、港等の利用規制 ・住民の避難状況の確認 ・各種サービスの確認(交通、医療・福祉・教育等) ・滞留旅客、帰宅困難者等への対応	・日頃の備えの再確認(家具固定、家庭備蓄品等) ・事前避難が必要な住民、要配慮者等は避難所や知人、親戚宅へ避難 ・滞留旅客や帰宅困難者は市町からの呼びかけに従う	・事前避難対象地域では利用者の避難等 ・避難先への物資提供等の地域貢献実施	・事前避難対象地域では入居者の転所等
1週間後	気象庁記者会見(南海トラフ地震関連解説情報)	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)			事前避難の終了		
	国から国民に対する呼びかけ(事前避難は解除、日頃からの備えを再確認するなど1週間程度地震に備えるなど)	・緊急部長会議開催 ・県民への呼びかけ ・被災県等への応援継続	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・避難所の運営(自主避難)	・市町としての対応決定 ・避難勧告解除、避難所の閉鎖 ・住民への呼びかけ ・避難所の運営(自主避難)	自主避難の中には継続する方あり。	・事前避難対象地域で休業していた場合の事業再開、入所者等の再入所対応	
2週間後	気象庁記者会見(南海トラフ地震関連解説情報)	・県民への情報提供(臨時情報、交通・ライフライン・生活関連情報等)					
	国から国民に対する呼びかけ(地震発生に注意しながら、通常の生活を送る旨など)	・緊急部長会議開催 ・県民への呼びかけ ・準備体制解除	・市町としての対応決定 ・住民への呼びかけ ・警戒体制解除		自主避難者も安全な場所で生活		

注)現時点でのイメージ案です。県の行動項目については、今後詳細部分を検討し、地域防災計画等へ反映していきます。

市町や住民、企業、福祉・医療・教育・交通機関等については、国のガイドライン等を参考にして作成したものであり、あくまで一つの例として記載しています。